

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価や燃料の高騰による送料等の値上げにより販路拡大に影響を受けている事業者に対して、甲佐ブランド「こうさんもん」や本町で生産された農産物等の販路拡大を目的としてインターネットを活用した販路拡大を推進すべく、販売に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、インターネットを活用した通信販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第2項に規定する通信販売であって、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第2条第2号に規定する情報処理の用に供する機器を利用する方法をいう。）に係る事業（以下、「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町内に住所又は主たる事業所を有し、通信販売サイト（自らが構築したサイトに限らずインターネット上のショッピングモールに商品を出店する場合を含む）で甲佐ブランド「こうさんもん」または甲佐町内で加工・生産された製品の販売を実施している者及び実施する者
- (2) 甲佐町の認知度向上及びふるさと納税の拡大につなげるため、甲佐町と連携を図ることができる者
- (3) 町税等の滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、予算の範囲内において別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和6年8月31日までに、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 町税等滞納情報照会同意書（様式第3号）

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者が、申請の取下げを行う場合には、前条に規定する補助金交付決定通知書の交付を受けてから30日以内に町長に申請取下書(様式第5号)を提出しなければならない。

(事業計画変更等の承認申請)

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金事業計画変更等承認申請書(様式第6号)により町長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更(町長の認める軽微な変更を除く。)をするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金事業計画変更等承認書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による事業計画変更承認の結果、既交付決定額に変更が生じた場合には、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により変更後の交付決定額を通知するものとする。

(概算払等)

第9条 町長は、補助事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で、当該請求の日までに全ての手続き等が完了した取引に係る経費に限り、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助金の概算払を請求する補助対象者は、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 梱包箱作成に要した経費にあつては、支払額を確認できる書類
- (2) 送料にあつては、販売した品目、取引日時及び送料の額を確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 補助金の概算払の請求は、補助事業実施期間の間で、年3回まですることができる。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、当該事業の補助金の交付の決定を受けた日の属する

年度の1月31日までに物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 梱包箱作成に要した経費にあつては、支払額を確認できる書類及び梱包箱の写真
- (3) 送料にあつては、販売した品目、取引日時及び送料の額を確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類
(額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付確定通知書（様式第12号）により補助対象者に通知する。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額を確定する旨の通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付請求書（様式第13号）により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するとともに、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による返還命令を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(関係帳簿の整備等)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該関係帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(関係帳簿の調査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、

又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費等（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助額	補助対象期間
販路拡大事業	1. 梱包箱作成経費（梱包箱に甲佐町を PR できる表示があるものに限る。） 2. 甲佐ブランド「こうさんもん」または甲佐町特産品（ふるさと納税返礼品、花など）の発送に係る送料	補助対象経費全額とし、その額が 40 万円を超えるときは 40 万円を交付限度とする。	交付決定を受けた日から令和 7 年 1 月 15 日まで

様式第1号（第5条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業の内容
- 3 事業計画
通信販売サイト名：
販売品目：

	事業内容
販路拡大事業	

- 4 事業着手予定年月日及び事業完了予定年月日
事業着手予定年月日 令和 年 月 日
事業完了予定年月日 令和 年 月 日

様式第2号（第5条関係）

収支予算書

区 分		予算額（円）	積算内訳
収 入 の 部	町補助金 （当補助金）		梱包箱作成分 : 商品発送分 :
	自己資金		
	その他営業収益		
	計		
支 出 の 部	梱包箱作成費用		
	商品の送付費用		
	計		

様式第3号（第5条関係）

町税等滞納情報照会同意書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金の交付申請にあたり、
甲佐町が町税等の滞納の有無に関する情報を照会・確認することに同意します。

様式第4号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付決定通知書
令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、補助金の交付が適当と認められますので、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容の変更又は補助対象経費の配分の変更をしたときは、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
 - (2) 補助事業完了後速やかに実績報告書を作成し、町長に報告しなければならない。
 - (3) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したときは、交付決定を取り消すことがある。

様式第5号（第7条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

次の理由により、標記補助金に係る交付申請を取り下げます。

申請日	令和 年 月 日
申請額	
取下理由	

様式第6号（第8条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業
補助金事業計画変更等承認申請書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

令和 年 月 日付け甲振第 号で交付決定を受けた標記補助金について、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり事業計画の変更承認を申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更後の事業計画（変更前のものを括弧書きすること）
通信販売サイト名：
販売品目：

	事業内容
販路拡大事業	

- 3 事業着手予定年月日及び事業完了予定年月日
事業着手予定年月日 令和 年 月 日
事業完了予定年月日 令和 年 月 日

※変更後の収支予算書（様式第2号）を添付すること。

なお、変更後の収支予算書の作成にあたっては、変更前のものを括弧書きすること。

様式第7号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金事業計画変更等承認書
令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった事業計画について、物価
高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定
により審査した結果、承認しましたので通知します。

様式第8号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金変更交付決定通知書
令和 年 月 日付け甲振第 号で通知した事業計画変更承認の結果、
既交付決定額を次のとおり変更したので通知します。

記

変更後交付決定額

円

様式第9号（第9条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

請求者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第9条の規定により概算払を請求します。

記

- 1 概算払請求額 円
- 2 概算払を必要とする理由

3 請求内訳書

単位：円

交付決定済額	既概算払額	今回概算払 請求額	概算払総額	交付決定残額	備考
a	b	c	b + c	a - b - c	

4 振込先

金融機関名：
支店名：
預金種別：
口座番号：
口座名義カナ：

5 添付書類

- 梱包箱作成に要した経費にあつては、支払額が確認できる書類
- 送料にあつては、販売した品目、取引日時及び送料の額が確認できる書類
- 振込先口座情報がわかる書類（通帳の写し等）

様式第10号（第10条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

令和 年 月 日付け甲振第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業が完了したので、物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業の効果

3 事業の内容

通信販売サイト名：

販売品目：

	事業内容
販路拡大事業	

4 添付書類

○収支決算書（様式第11号）

○梱包箱作成に要した経費にあっては、支払額を確認できる書類及び梱包箱の写真

○送料にあっては、販売した品目、取引日時及び送料の額が確認できる書類

様式第11号（第10条関係）

収支決算書

区 分		決算額（円）	積算内訳
収 入 の 部	町補助金 （当補助金）		梱包箱作成事業分 ： 商品発送事業分 ：
	自己資金		
	その他営業収益		
	計		
支 出 の 部	梱包箱作成費用		
	商品の送付費用		
	計		

様式第12号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付確定通知書
令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書について、新物価高騰
対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第11条の規定により審
査した結果、交付すべき補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第13号（第12条関係）

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

甲佐町長 甲斐 高士 様

請求者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

印

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 請求内訳書 単位：円

交付決定済額	既交付額	今回請求額	不用額	備考
a	b	c	a-b-c	

4 振込先

金融機関名：
支店名：
預金種別：
口座番号：
口座名義カナ：

5 添付書類

○振込先口座情報がわかる書類（通帳の写し等）

様式第14号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付決定取消通知書
令和 年 月 日付け甲振第 号で交付決定した標記補助金については、
下記の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

記

交付決定取り消しの理由	
-------------	--

様式第15号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

甲佐町長 甲斐 高士

物価高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金返還命令書
令和 年 月 日付け甲振第 号で交付決定を取り消したので、物価
高騰対応インターネット販路拡大支援事業補助金交付要綱第13条の規定によ
り下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限
- 3 返還方法